

議案第35号

職員の服務の宣誓に関する条例及び鹿児島県地方警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定の件

職員の服務の宣誓に関する条例及び鹿児島県地方警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月提出

鹿児島県知事 三反園訓

職員の服務の宣誓に関する条例及び鹿児島県地方警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年鹿児島県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「基き」を「基づき」に改める。

第2条第1項中「但し」を「ただし」に改め、同条第3項中「あと」を「後」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

第3条中「外」を「ほか」に改める。

(鹿児島県地方警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 鹿児島県地方警察職員の服務の宣誓に関する条例(昭和29年鹿児島県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第1条中「基き」を「基づき」に改める。

第2条第1項中「あらたに」を「新たに」に、「職員は、」を「職員は」に改め、同条第3項中「あらたに」を「新たに」に、「あと」を「後」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「これ」を「これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、警察本部長は、別段の定めをすることができる。

第3条中「外」を「ほか」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

会計年度任用職員について、その任用形態又は任用手続に応じた方法により服務の宣誓を行うことができるようにする等のため、所要の改正をしようとするものである。